

「(仮称) 第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う会議運営・イメージイラスト作成等業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年 (2021 年) 3 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部企画課
電話 (011) 211-2192

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

(仮称) 第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う会議運営・イメージイラスト作成等業務

(2) 業務内容

札幌市では、まちづくりの中長期の基本指針として、それまでの「札幌市基本構想」と「第 4 次長期総合計画」に替わり、平成 25 年 (2013 年) からは、令和 4 年度 (2022 年) までの 10 年を計画期間とする「札幌市まちづくり戦略ビジョン (以下、「現ビジョン」という。))」を策定し、市の最上位の総合計画として位置づけ推進してきたところである。

こうした中、札幌市ではここ数年のうちに人口減少に転じることが見込まれるなど、時代の大きな転換期を迎えており、新しい時代に対応したまちづくりを総合的・計画的かつ速やかに進めていくため、令和 3 年 (2021 年) 3 月 11 日に (仮称) 第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン (以下、「第 2 次ビジョン」という。) の策定方針を公表し、市制施行から 100 周年となる令和 4 年 (2022 年) を開始年度とする令和 13 年 (2031 年) 度までの 10 年間の計画として「第 2 次ビジョン」を策定することとしている。

本業務は、「第 2 次ビジョン」策定に向けて専門的な見地から調査審議を行う札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会を含む各種会議を開催するほか、庁内議論から導かれた「未来の札幌の姿」を市民と共有するため、イメージイラストを作成するものである。

詳細は「(仮称) 第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン策定に伴う会議運営・イメージイラスト作成等業務」による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規程に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領 (平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁) の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

4 企画書等の提出方法等

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出期間

令和 3 年 3 月 29 日（月）から令和 3 年 4 月 8 日（木）17 時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。

(3) 提出先

上記 1 のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和 3 年 3 月 25 日（木）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

- (1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

- (2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。

- (5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

- (6) 詳細は提案説明書による。